

8 計画の実現に向けて

8.1.まちづくりの基本的な進め方

(1)市民と行政との協働のまちづくりを重視する

8.2.協働のまちづくりの推進

(1)まちづくり主体の役割

(2)協働のまちづくりを進める絆づくり

(3)まちづくり活動のプロセス

8.3.巧なまちづくり(ルールづくり)

(1)土地利用規制・誘導手法の活用

(2)都市施設、公共施設等の効果的・効率的な整備推進

(3)災害に強い地域づくりの推進

8.4.施策の進行管理

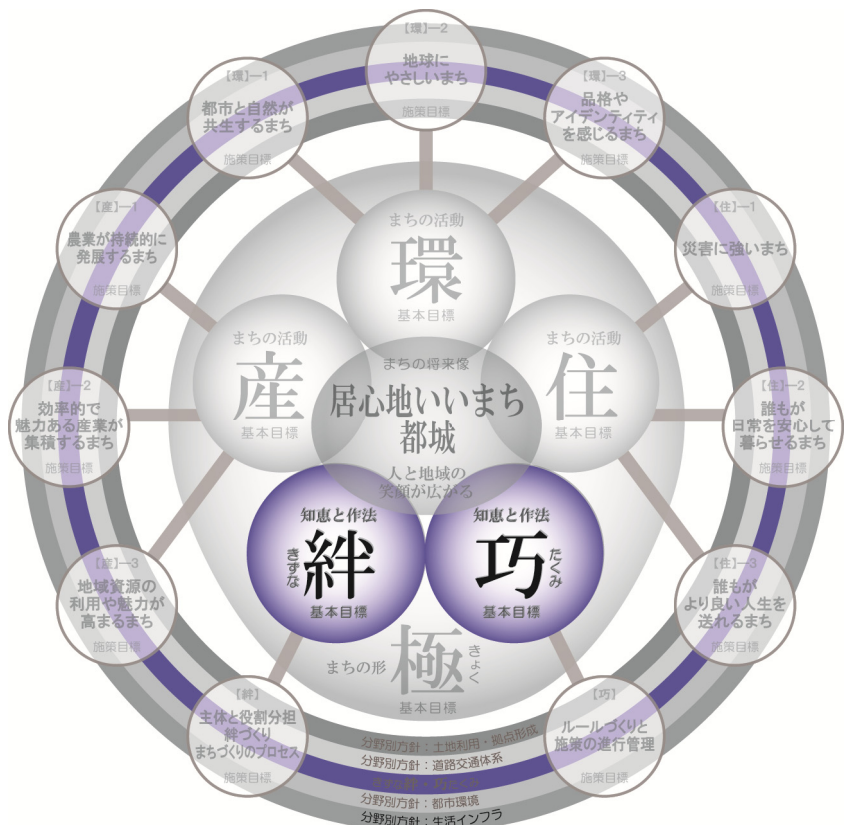
(1)主要な取組・事業スケジュール

(2)計画・実行・点検・改善による進行管理

(3)計画の達成状況の点検・成果の把握

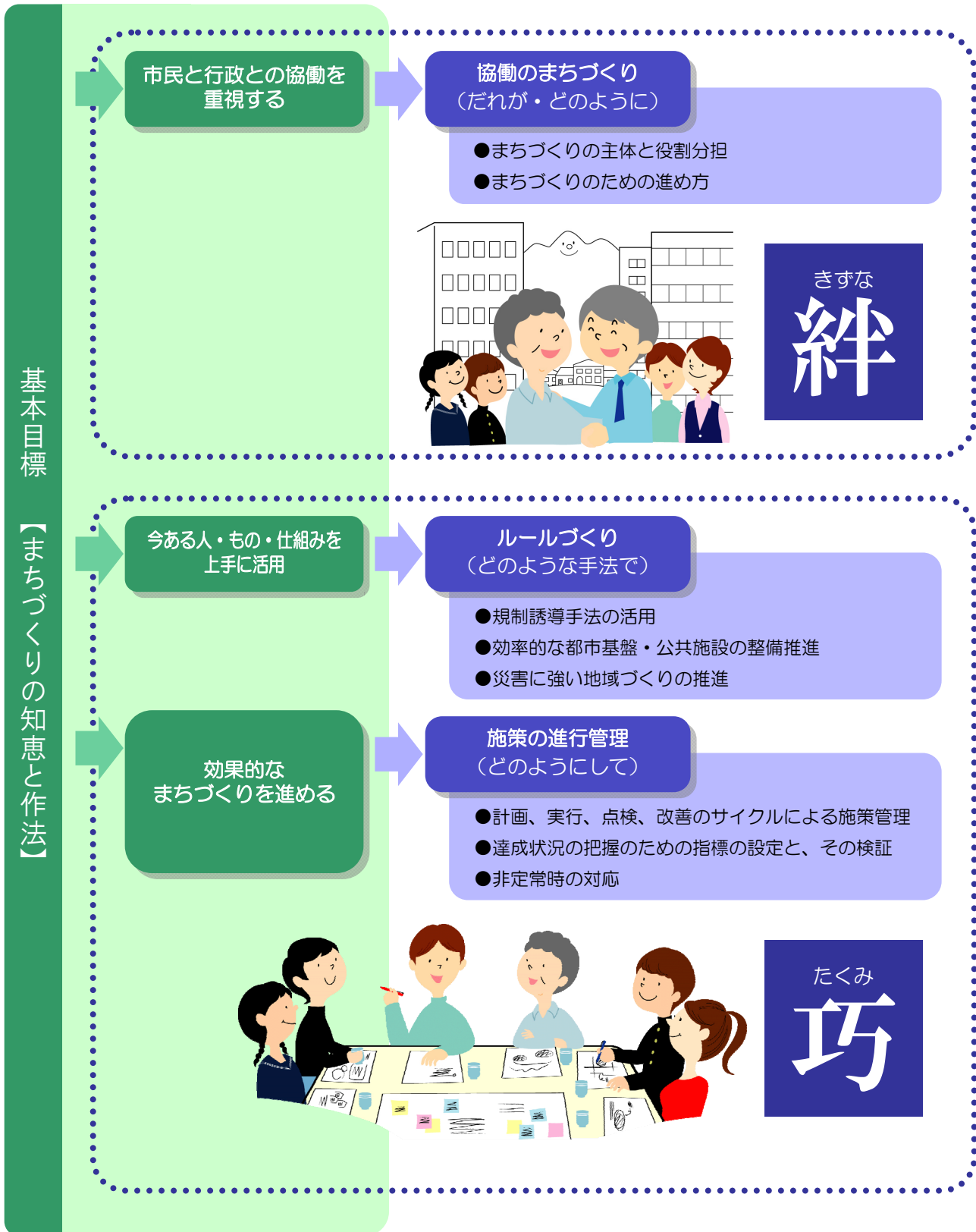
まちづくりの基本目標の中で、知恵と作法に関わる「絆」、「巧」に関わる方針を掲げます。

4章、5章、6章で掲げた施策の実現化に向けて、担い手や具体的な進め方について明らかにします。



第8章 計画の実現に向けて

8.1.まちづくりの基本的な進め方



(1) 市民と行政との協働のまちづくりを重視する

①本計画の「まちづくり」とは

まちづくりとは、身のまわりの生活の場に着眼して、その整備に行政や住民が取り組むことをいいます。また、施設の整備などのハードだけでなく、環境、歴史、文化、産業、観光、防災、防犯、福祉などソフトも含めた総合的な概念であり、また一連の持続的な活動です。

②協働の定義とそれが成立する条件について

(都城市市民公益活動推進計画より抜粋)

定義 異なる組織が、それぞれの特性を最大限に発揮しながら、様々な問題や課題を解決するために、協力・協調して事業を行うこと。

このような協働が成立する条件として、以下の点が重要です。

- 条件 i 協働する両者が対等であり、自主性を失わない。
- 条件 ii 協働する両者が、力を合わせて具体的に働く。
- 条件 iii 協働する領域（役割と責任）が明確で、他者に公開されている。
- 条件 iv 事業目的に公益性がある。協働そのものが目的にならない。



▲ヒーリングガーデンづくりフィールドワークショップ<南九州大学>

8.2.協働のまちづくりの推進

本計画に基づくまちづくりを実現していくために、市民、事業者、学識経験者・学生（高等教育機関）、行政がまちづくりの役割をそれぞれ理解しながら、自らが主体となって取り組んでいくことが重要です。

これにより、お互いが連携・協力することで市民サービスへの迅速な対応や質の向上など市民満足度の向上につながると考えます。

以下それぞれの役割について、本計画における各主体の役割分担の考え方を提示します。

（１）まちづくり主体の役割

①市民

市民は、まちづくりの主役として、また担い手として、私たちの住むまちをもう一度見直し、良いところを再発見し、自らできることから進めていくことが大切です。そのことによって、市民が満足して暮らすための新しい公共サービスを創出し、提供することも可能となります。

また、市民自らがまちづくりに関する各種イベントや説明会などの場に積極的に参加することで情報や知識を修得することも必要となります。

②事業者

事業者は、事業を通じて雇用創出や地域経済の活性化に積極的に貢献していくことが重要です。

また、まちづくりの担い手の一翼を担うものとして役割と責任を理解し、積極的にまちづくりに参加、連携し、社会貢献を果たしていくことが求められます。

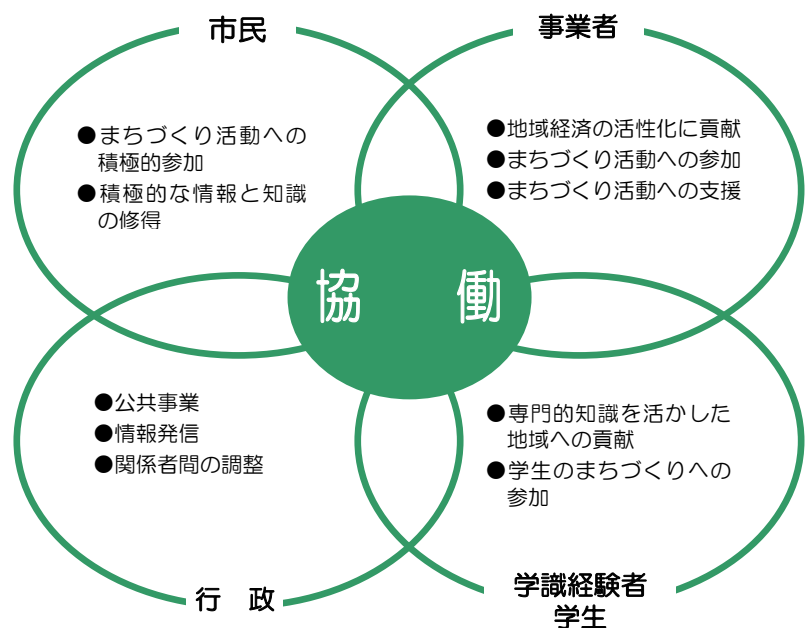
③学識経験者・学生（高等教育機関）

南九州大学や都城工業高等専門学校などの高等教育機関は、その高い専門性によって本市のまちづくりへの積極的な関与が期待されます。キャンパスを地域交流や学習の場として活用することによって、まちづくり活動への支援や参加が期待されます。また、学生が積極的にまちづくりに参加することも求められます。

④行政

行政は、公共事業の主体的な事業者であるとともに、長期的で総合的な展望にたったまとめ役としての役割が求められます。

また、情報発信と共有、学習機会の創出、まちづくり活動の支援など協働のまちづくりの環境形成や協働事業の推進が求められます。



▲まちづくり主体の役割

(2) 協働のまちづくりを進める絆づくり

① 情報発信と共有

市民と協働のまちづくりを進める絆をつくるために、行政は市民が必要とする情報について市の広報紙やホームページ、SNS、パンフレットなどで情報発信に努めます。

さらに、市民と都市計画の関与を深めるため、都市計画に関する委員会等について、市民委員の積極的な公募や、多様な社会実験、学生等へのまちづくり授業などについても検討します。

② 市民・事業者のまちづくり活動への支援

自分たちのまちは自分たちの手で良くしていこうとするまちづくり活動に対し、行政は、必要な情報提供、話し合いの場の確保、まちづくり専門家の派遣などの支援策を検討します。

具体的には、自治公民館、まちづくり協議会や社会福祉協議会などの地域の既存の組織と連携を図るとともに、活動の拠点、地域住民の相談窓口としての機能を有する施設として、地区公民館や自治公民館、その他空き家等を活用した交流、学習等の拠点づくりについて検討を行います。

また、空き家を地域で管理する取組や公共的な交通に関する取組など地域の課題を解決する取組、それらを維持していくための地域で稼ぐしくみづくりなどについては、地域や事業者との話し合いの場を確保します。

その他、「道守」※¹活動や身近な公園の清掃活動などへの支援を行うとともに、公園については、Park-PFI※²や設置管理許可制度などの活用を検討します。

③ 庁内体制の充実

本計画が都市計画の総合的な指針として機能するため、都市計画分野はもとより産業、環境、福祉、教育、文化、健康など様々な分野との連携がとれた総合的で計画的なまちづくりが不可欠となります。

そのために、まちづくり関係部署が情報を共有・連携して横断的な庁内体制の構築を検討していきます。

【コラム】まちづくりシンポジウムの開催

- ・本計画の策定段階では、楽しさを感じるまちづくり、地域経済を活かしたまちづくりをテーマに「みやこんじょを元気にする市民会議」が開催され、多くの市民、まちづくり団体が参加しました。



▲道守活動の様子 出典：道守みやざき会議

※¹「道守」:「みんなで心と力を合わせ、道をつくり、守る」「住民と行政が協働して道路を守り育てていく」考え方のもと、住民が参加し、清掃や除草、花壇づくりや植樹、道遊びの復活、歴史や自然の検証と保護活動、歩行者天国や通学の安全の確保、それらを複合させた地域づくりへの展開を行うもの。

※²「Park-PFI」:都市公園法の改正により新たに創設された公募設置管理制度で、都市公園内で飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定することで、都市公園の利便、魅力の向上を図ることができる制度。

（3）まちづくり活動のプロセス

市民の主体的なまちづくりを推進する場合、各段階での活動では次のようなステップを踏むことが想定されます。

【ステップ1】 まちづくりの発意	計画の投げかけに対する対応として、地区の現状認識や資源の掘り起こしを行い、まちづくり意識を高める段階
【ステップ2】 計画策定の段階	計画課題を設定し、地元主体のまちづくり計画（地区の将来像、方針など）を検討する段階
【ステップ3】 事業実施の段階	計画に基づくまちづくりの具体的な方策について検討し、具体的にまちづくり（公共施設整備、建築物のルール、その他）を進めていく段階
【ステップ4】 まちづくりの成熟	それまでの成果を踏まえてまちの維持など新たなまちづくりのステップに入っていく段階

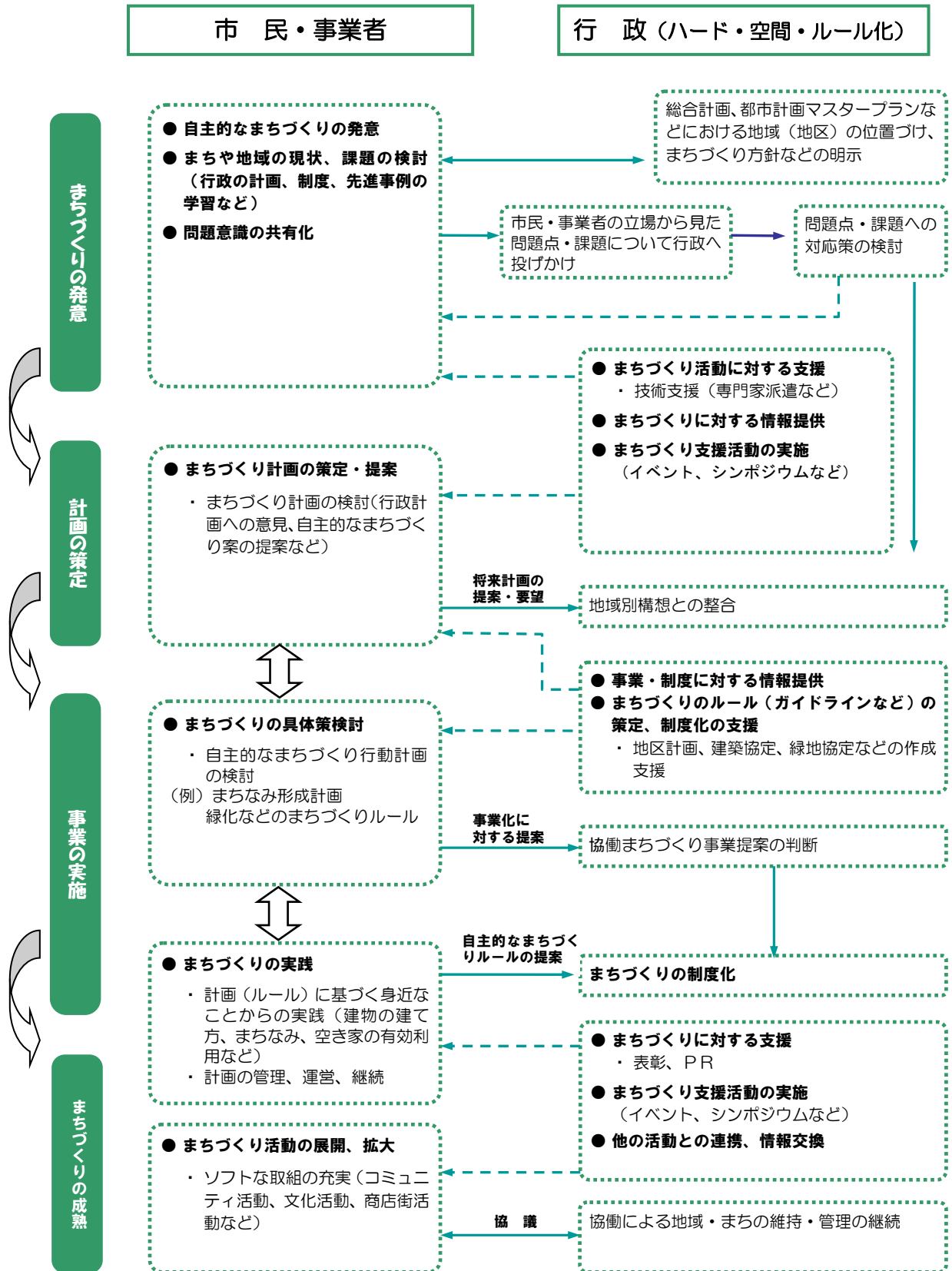
まちづくりは、各段階において活動の内容、目的、対象などが変化することが一般的ですので、市民参加のもと、事業の流れと活動の段階に応じた推進方策を進めていくことが必要となります。

まちづくりの各段階での具体的な活動内容と必要となる方策の例について、次ページの図に示します。

都市計画分野に関わるまちづくり活動は、その対象が道路・公園などの都市施設整備や地区計画などによる民間活動の規制・誘導などに及びことから、最終的には都市計画事業としての決定や条例の制定など行政施策として位置づけられることによって初めて実現性を持ちます。

市民の主体的なまちづくりの実現に向けては、市民がどのようにまちづくりに関わっていき、行政がどのように市民の理解・協力を得てまちづくりを進め、そして市民・事業者・行政が、いかに連携を組み、まちを動かしていけるかにかかっています。本計画に描かれた都城市の将来像は、これらによって実現化されるものと考えます。





▲まちづくりの各段階での活動イメージ

8.3.巧なまちづくり（ルールづくり）

（1）土地利用規制・誘導手法の活用

①全市的な土地利用のコントロール

1 一体性ある都市圏域づくりに向けた都市計画区域^{※1}のあり方

本市には、市町村合併によって都城広域、高崎という2つの都市計画区域が存在します。また、都城広域は、三股町と構成されています。都市計画区域は、一体の都市として整備、開発及び保全する必要のある区域を指定することで、効率的な公共投資を図り、健全かつ合理的な土地利用を進めることを目的に指定します。

今後、都市計画区域外の土地・建物状況、接道状況などを踏まえ、見直し区域を抽出し、一体性ある都市地域の枠組みにふさわしい都市計画区域のあり方や必要に応じて準都市計画区域^{※2}の指定について、国・県・三股町と連携し検討していきます。

※1「都市計画区域」：都市計画法その他の関係法令の適用を受ける区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

※2「準都市計画区域」：都市計画区域外において、現に相当数の建築活動が行われ、農地を含め土地利用の整序又は環境の保全が必要な区域を指定する。

2 土地利用誘導ガイドライン・立地適正化計画の見直し

本市では、平成 25 年（2013 年）8月に土地利用誘導ガイドラインを策定し、都市計画白地地域における土地利用方針を設定した上で、平成 26 年（2014 年）12 月に特定用途制限地域を指定しました。

この特定用途制限地域は、郊外化の抑制とまちなかへの重点的誘導のために、周辺の開発を抑制することを目的に指定したものです。しかし、非住居系の建築物の規制はされましたが、住居系建築物は規制されておらず、指定後約5年が経過し、建築動向をみると、住宅等郊外化の抑制には至っていません。

また、都城志布志道路の整備が進み、その周辺の開発動向も活発であることから、民間開発の需要も受け止めつつ、適正な土地利用を図るため、特定用途制限地域の見直しや居住調整地域の導入などを見据えた土地利用誘導ガイドラインの見直しを検討します。

その他、平成 31 年（2019 年）1月に策定した立地適正化計画については、国の「立地適正化計画作成の手引き」が令和 2 年（2020 年）9月に防災・減災に重点を置いた改訂がなされたことを踏まえ、国や県と連携し適切な計画の見直しを行います。

3 拠点への都市機能集積や土地利用整序への対応及び空き家対策の推進

居住誘導区域における人口減少、未利用地の発生や空き家、空き店舗の増加などによる中心市街地等の空洞化、大型商業施設の適正な誘導に対応するために、土地利用誘導ガイドラインにもとづく、適正な土地利用の管理や効果的な地域地区制度などの活用を検討するとともに、空家等対策計画の充実や、リノベーションの手法を用いた、空き家、空き店舗、空き地の利活用などの対策を検討します。

その他、用途地域と現況土地利用とが不整合の箇所や隣接する三股町との用途地域が不連続な箇所などについては、用途地域の見直しの必要性について、県や三股町と連携し、検討していきます。

4 その他 各部局と連携した開発や誘導の検討

市街地周辺の農地、集落部では、現在も農地転用による宅地化が進行し早急な対応が必要になっていることから、開発の許可基準や指導など開発ルールについて検討が必要です。

また、まちなかの生活利便性の向上や地域生活拠点の生活利便の確保を高めるためには、商業・業務系の土地利用の方向性に沿い、各ゾーンにふさわしい商業機能の充実を図る必要があります。このため、商業集積のあり方、各店舗面積の上限値をゾーン別に定めるなど具体的な商業施設の立地に関する土地利用誘導ガイドラインを策定したところですが、さらなる検討が必要です。

【コラム】青森市における開発許可面積の強化

- ・区域区分を行っている青森市では、都市計画区域外の一部（約87ha）に準都市計画区域の指定を行い、開発許可面積要件を3,000㎡以上に引き下げ、さらに市条例（開発許可条例）において300㎡以上まで引き下げています。

【コラム】他都市における大型商業施設の郊外立地抑制の取組

- ・金沢市では、商業施設立地のガイドラインとして「商業環境形成指針」（平成13年）を策定し、商業施設の立地について事前協議の手続きで指針に位置づけられたゾーン別の商業施設床面積の上限内に適合することをまちづくり条例（平成14年）に位置づけています。

②個性ある地域づくりへの対応

1 地区計画制度の活用

地区の特性に応じて、よりきめ細かなまちづくりを行うためには、市民との協働のもとに、地区レベルの基盤整備やより細かな土地利用の誘導を図ることのできる地区計画の活用が有効です。

地域住民の合意のもとに、地区ごとのまちづくりビジョン（まちづくりの目標、方針）を作成し、地区計画の積極的な適用を推進します。

既存の地区計画決定地区についても、現状の土地利用を踏まえつつ、必要に応じて見直しを検討します。

2 各種協定・制度の活用

◆建築協定

建築協定は、住宅地などの良好な環境を形成するために、建築基準法に基づき、土地や建物の所有者同士、又はそれらの所有者と建設業者などとの間で、建築物に関する基準（用途、敷地、形態・意匠など）について、建築基準法の制限よりも厳しい独自の基準をつくり協定として定め、それをお互いに守り合っていくものです。

■建築協定の内容

- 土地の区域（建築協定区域）
- 建築物に関する基準（建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備に関する基準）
- 協定の有効期間
- 協定違反があった場合の措置

◆緑地協定

都市緑地法に基づき、地域の皆さんが自分たちの住むまちを良好な環境としていくために話し合い、土地所有者などの全員の合意によって、緑地の保全または緑化に関する協定を締結するものです。

■緑地協定の内容

- 土地の区域（緑地協定区域）
- 緑地の保全または緑化に関する事項のうち必要なもの（保全または植栽する樹木などの種類・場所、管理に関する事項、保全または設置する垣または柵の構造、緑地の保全または緑化に関する事項など）
- 協定の有効期間
- 協定違反があった場合の措置

（２）都市施設、公共施設等の効果的・効率的な整備推進

①公共施設等総合管理計画の具体化と都市計画の連携

今後、多くの公共施設が更新時期を迎え、これに伴う経費が大きく財政を圧迫することが予想されます。また、公共施設は、利便性やその配置により市街地の拡大を誘発する場合があります。平成 29 年（2017 年）には、公共施設マネジメントの推進によって、公共施設の質的・量的な適正化と安全・安心の確保を図り、持続可能な行政サービスの提供や財政の健全化を実現することを目的に、「公共施設等総合管理計画」を策定したところです。

今後は、既存ストックの縮減・長寿命化・有効活用を行うとともに、多極分散ネットワーク型の都市空間の形成を図りながら、国や県と連携しつつ、様々な角度から分析し公共施設の配置について具体的に検討します。

②新たな考え方にもとづく道路計画の見直し

本計画では、多極分散ネットワーク型都市空間を都市の基本構成として位置づけ、幹線道路網として放射環状型の道路交通体系の整備を示しました。将来、地域高規格道路都城志布志道路の整備により、南北方向の市街地通過交通の抑制も見込まれます。

平成 23 年（2011 年）には、こうした主要プロジェクト、土地利用計画、居住、福祉、環境、防災、歴史・文化などの様々な要素を踏まえ、都市計画道路の長期未着手路線や必要性のある新規路線の評価・分析、道路の 2 次改良の必要性などを検討し、「都市計画道路見直し方針」を策定し、平成 25 年（2013 年）～平成 27 年（2015 年）3 月までに都市計画道路の変更及び一部廃止を行ったところです。

地域高規格道路の都城志布志道路供用後における波及効果を高めるため、国や県と連携し、必要に応じて今後の広域道路網も含めた道路計画について見直しを検討します。

また、国や県と連携しつつ、自転車通行空間の改善や居心地のよい、歩きたくなる街路づくり（ウォークアブルシティの考え方）についても推進します。

③みどりと景観のまちづくりの見直し

本計画では、みどりのゾーン、人間活動ゾーンにおいて公園緑地、景観の保全・形成の方針を示しました。これに基づき、平成 25 年（2013 年）に「都城市みどりと景観のまちづくり計画」を策定したところです。

この「みどりと景観のまちづくり計画」は、本市が独自性、創意工夫を発揮して、みどりや景観の保全・形成を行うため、公園緑地の整備、自然景観の保全やまちなみ景観の創出、その他の公共公益施設及び民有地の緑化の推進まで、みどりと景観全般について、将来のあるべき姿とそれを実現するための施策に関する基本的な方針を明らかにするものです。

PDCA サイクルに基づき、中間年となる令和 5 年（2023 年）に進捗状況の評価を行い、必要に応じて見直しの検討を行います。

(3) 災害に強い地域づくりの推進

令和2年（2020年）には、大規模自然災害に対して、市民の生命や財産を守り、地域・経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりを計画的に推進するために、「都城市国土強靱化地域計画」を策定したところです。

今後は、土地利用誘導ガイドライン・立地適正化計画の見直しにあたって、防災・減災の視点を強化するとともに、「都城市国土強靱化地域計画」にもとづき、上下水道の耐震化や街路等の整備などのインフラの強化や、地域コミュニティの活性化に資する防災拠点となる公共施設や公民館等の機能強化を図るため、国・県の関係機関や地域・企業等と連携した災害に強い地域づくりの推進を図ります。

8.4.施策の進行管理

（１）主要な取組・事業スケジュール

まちづくりの推進に向けて、主要な取組や事業は、以下のスケジュールで推進していきます。

	短期 (R3~R5)	中期 (R6~R10)	長期 (R11~)
都市計画マスタープラン	立地適正化計画 評価・見直し	都市計画マスタープラン 見直し 立地適正化計画 評価・見直し	次期計画
土地利用・ 拠点形成	土地利用誘導ガイドラインの見直し 都市計画区域、用途地 域、特定用途制限地域等 見直し検討	変更手続き	
	空き家・空き店舗・ 空き地等対策	空き家・空き店舗・空き地等対策の実施	
	まちなか居住の推進		
	公共施設等総合管理計画との連携による公共施設の再配置検討・実施		
道路交通体系	乙房IC～ 志布志IC 開通	都城志布志道路の整備	
	幹線道路網の検討 (道路整備計画)	優先道路から事業実施	見直し検討
	見直し検討	地域公共交通網形成計画の推進	見直し検討
	新たな道路整備や公共交通等の検討		
都市環境	みどりと景観のまちづ くり計画中間見直し	みどりと景観のまちづ くり計画見直し	
	山之口運動公園の整備 (R6)		
生活インフラ	公共下水道の整備と合併処理浄化槽と連携した効率的な整備推進		
	国土強靱化計画に基づく施策の推進		

▲今後の主なスケジュール

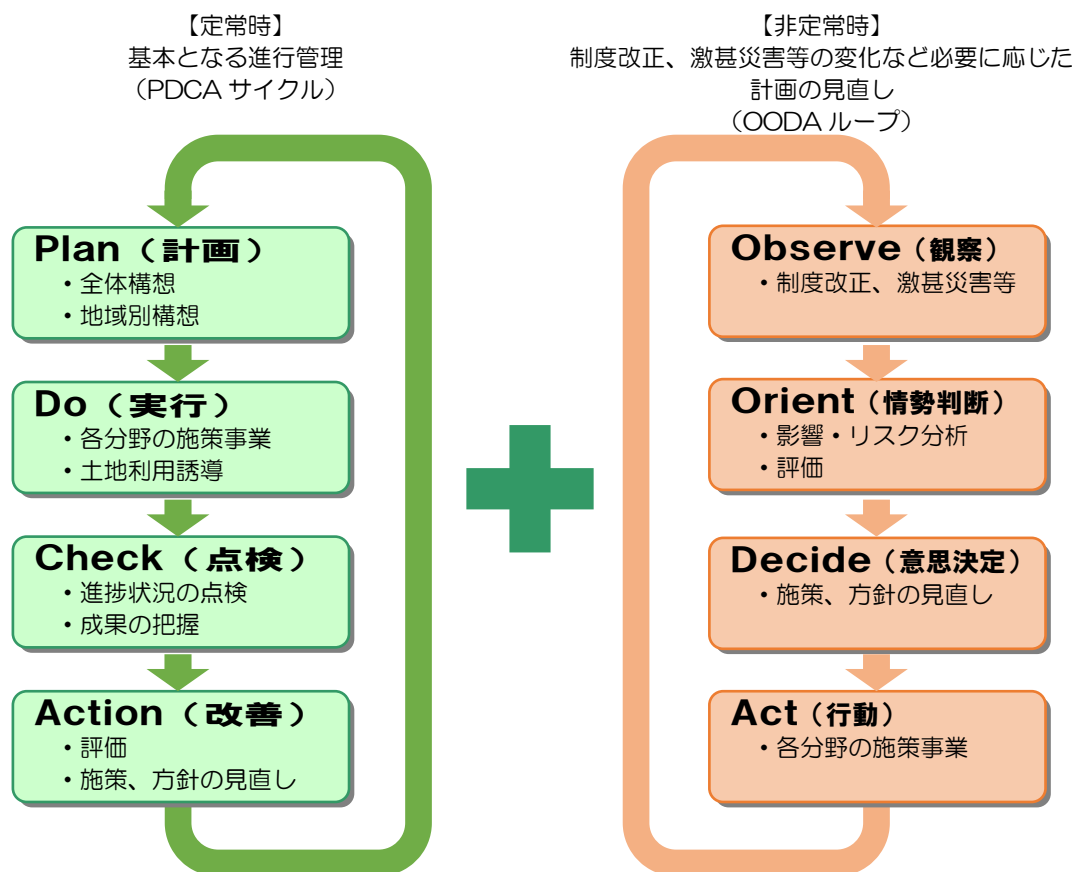
(2) 計画・実行・点検・改善による進行管理

まちづくりの推進には、計画（目標）づくり（Plan）からはじまって、実行（Do）→点検（Check）→改善（Action）という継続的に向上するサイクルが欠かせません。市民と行政は、PDCAそれぞれの段階で、主体的に、それぞれの役割を果たすことが大切です。

また、まちづくりにおいては、日々変化するまちを対象とするとともに、新型コロナやIT技術の進展などを踏まえた制度改正や激甚災害対応など新たな対応が必要となる場面があります。その変化に的確に対応するため、計画を踏まえつつ、状況に合わせて、柔軟かつ迅速に対応することも必要です。そうした非定常時の状況においては、観察（Observe）→情勢判断（Orient）→意思決定（Decide）→行動（Act）というOODAループ*による評価も取り入れながら、計画の改善を図ることも必要です。

本マスタープランにおいては、定常時におけるPDCAサイクルを基本としつつ、非定常時においては、OODAループによる評価・見直しの必要性を検証し対応します。

進行管理にあたっては、「都城市都市計画マスタープラン推進委員会」において確認を行い、OODAループによる評価及び見直しの必要性についても確認を行います。



▲定常時のPDCAのサイクルによる計画の推進及び
非定常時のOODAループによる必要に応じた計画の見直し

※ OODA ループ: 観察(Observe)、情勢判断(Orient)、意思決定(Decide)、行動(Act)の4段階をループする考え方。現状を観察し、確認できた情勢から予測や判断を行い、素早く決断、実行へと行動する理論。PDCAサイクルが「計画」を重要視するのに対して、OODAループは、「情勢判断」を重要視するため、臨機応変な対応が可能という特徴がある。

（3）計画の達成状況の点検・成果の把握

①成果指標の設定



成果指標は、施策目標の達成度を測るための指標（ものさし）として掲げます。すなわち、市民、事業者、行政などの主体的な活動が、どのような成果をあげ、環境、産業、生活にどのような変化をもたらしたかを測るものとなります。都市全体の視点に立った多極分散ネットワーク型都市空間の構築と、地域の視点に立った身近な生活の質の維持向上という2視点から、期待される効果を踏まえ、点検すべき指標を把握します。以下の検証指標は、中間点検時に悪化している指標もありますが、目標は変更せず、まちづくりを推進します。

1) 都市全体の視点からみた指標

都市全体からの視点では、「第4章 基本目標達成のためのまちづくり」に掲げた施策目標に基づく成果指標を検討し、施策の進行管理に役立てていきます。

2) 都市計画としての成果指標

◆定量的な成果指標

 中間点検時に達成している指標
 中間点検時に達成していない指標

めざしたい姿	指標	策定時		中間			目標 (2028年)
		年次	値	年次	値	状況	
まちなかや用途地域内への居住が進む	DID人口密度の維持	H17	38.5人/ha	H27	37.8人/ha		
	まちなか人口比*1の上昇	H17	10.3%	H27	10.1%		
	用途地域内人口比（用途地域内人口/都市計画区域内人口）の増加	H17	59%	H27	60.3%		
まちなかにぎわいが高まる	まちなかの空き店舗数*2の減少	H19	75件	H30	68件 (H29:73件) (H28:68件)		
	まちなか歩行者の増加	H18	8,144人	H30	5,938人 (H29:3,382人) (H28:3,902人)		
	用途地域外における新規の大型小売店舗立地の抑制	H19	2件 (10年間)	H27	0件		
公共交通の利用者が増える	1日あたり平均バス乗客数*3	H18	3,814人	H29	2,400人		
郊外の宅地開発が抑制されている	特定用途制限地域における建築確認申請数（総数）の減少	H17	577件	H30	459件		
	用途地域指定外区域における農地転用面積の減少	H17	43.2ha/年 (6カ年平均)	H30	72.4ha/年		

*1 「まちなか」に相当する上東町、上町、中原町、中町、八幡町、前田町、北原町、大王町、天神町、妻ヶ丘町、姫城町、宮丸町、小松原町、平江町、早鈴町、東町、松元町、栄町、牟田町、蔵原町と定義して集計。

*2 東中町通、中町6・7丁目、中央通り45番街、西中町通、銀座通、円頭庵通、東上町通、中央通3番街、中央通12番街、千日通、ときわ通における空き店舗数。

*3 都城運行センター管内の1日平均乗車数。

◆定量的な成果指標の出典、目安

めざしたい姿	指標	備考
		【出典】 目安
まちなかや用途地域内への居住が進む	D I D人口密度の増加	【平成 17 年国勢調査、平成 27 年国勢調査】 ○都市計画法における市街地内人口密度の目安
	まちなか人口比の上昇	【平成 17 年国勢調査、平成 27 年国勢調査】 ○現在以上の水準に増加することを目標として設定
	用途地域内人口比（用途地域内人口/都市計画区域内人口）の増加	【都市計画基礎調査】 ○今後人口減少が見込まれる中でも用途地域内人口シェアが維持・増加することを目標として設定
まちなかにぎわいが高まる	まちなかの空き店舗数の減少	【中央商店街(11 商店街) 空き店舗数】 ○過去3年増加傾向であり、現在の水準以下となることを目標として設定
	まちなか歩行者の増加	【中心市街地主要拠点 [※] の歩行者通行量(休日)の合計値】 ○過去5年間で最も多かった年(H15: 10,186 人)の水準が目安
	用途地域外における新規の大型小売店舗立地の抑制	【全国大型小売店総覧】 ○今後は用途地域外における新規の大型商業施設の立地を抑制することが目安
公共交通の利用者が増える	1 日あたり平均バス乗客数	【都城市統計書】 ○過去5年間で最も多かったH16: 4,525 人/日を 目安
郊外の宅地開発が抑制されている	特定用途制限地域における建築確認申請数（総数）の減少	【都城市建築課資料】 ○目標値は過去 10 年間で最も少なかった年(H14)の件数が目安
	用途地域指定外区域における農地転用面積の減少	【農業委員会資料】 ○目標値は過去6年において最も少なかった年(H12)の面積が目安

※ 平成 18 年(策定時)の調査地点は大丸、大丸センターモール、旧寿屋前、C・プラザ、ナカムラ、旧ながの、マツナガ、Bリボン、宮脇本店、金海堂、郵便局、松山旗染、千日通南北、千日通東西、市駐車場、オーバル、シネポートの 17 地点。
平成 28 年及び平成 29 年の調査地点は、まちなか交流センター(旧大丸)、IT 産業(旧寿屋)、C・プラザ、メインホテルナカムラ、瀬尾第一ビル(旧ながの)、小野カメラ(旧マツナガ化粧品)、ブルーリボン、宮脇本店、金海堂、郵便局、千日南北、千日東西、旧市駐車場、オーバル、図書館南北(旧シネポート)、ナカムラセブンビル(手前)、ナカムラセブンビル(奥)の 17 地点で、平成 30 年調査では図書館東西が追加。

◆（参考）定性的な成果指標 ふれあいアンケートより

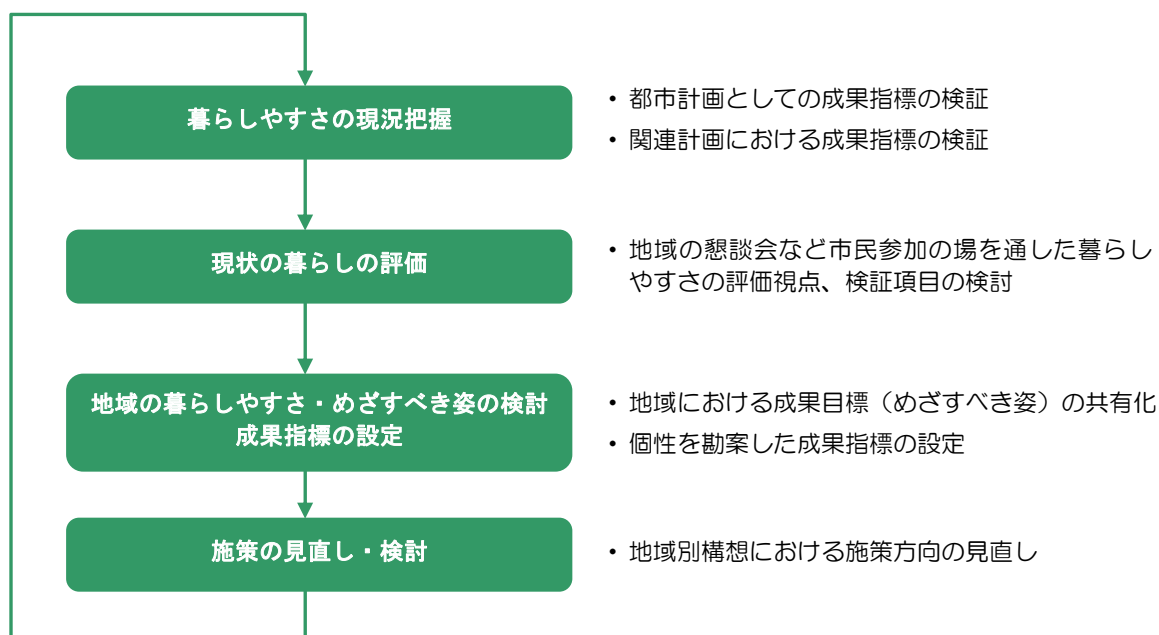
目指すべき姿	設定時（H19年度）		中間			目標値
			H29年度	H30年度		
	指標	合計値 （良い、 やや良い）	合計値 （良い、 やや良い）	合計値 （良い、 やや良い）	状況	
都城市は住みやすいまちである	住みやすいと答えた人	36%	39%	42%		
	住み続けたいと答えた人	74%	68%	68%		
	空気の清らかさ、におい	85.3%	86.3%	調査無し	—	
	静かさ	87.3%	86.9%			
	水の清らかさ	84.5%	89.1%			
	排水溝の整備	70.0%	69.3%			
	蚊・ハエの駆除	58.5%	53.4%			
	ごみの収集	88.1%	86.5%			
	教育施設	90.2%	84.1%			
	交通の安全性	71.6%	69.2%			
	生活道路の整備	73.3%	67.0%			
	買い物の便利さ	75.2%	71.3%			
	医療機関の便利さ	75.6%	76.5%			
	救急患者への対応	79.5%	78.8%			
	災害への備え	76.4%	73.4%			
	子どもの遊び場	60.0%	56.3%			
	公園・みどりの環境	68.7%	72.9%			
	余暇利用施設	58.4%	51.0%			
	地域活動施設	82.4%	77.1%			
	働く場	44.1%	46.3%			
福祉施設	69.3%	69.9%				
地域安全	81.8%	83.4%				

中間点検時に達成している指標
 中間点検時に達成していない指標

3) 身近な生活の質（暮らしやすさ）から見た指標

「身近な生活の質の確保」という視点からは、生活圏や地域レベルで暮らしやすさの向上が生活実感として受け止められるような指標を設定する必要があります。

特に、暮らしやすさには地域差があり、風景や個性といった定性的な要素も重要と考えられます。今後ますます重要視される地域運営の視点からは、各地域での市民の主体的参加を通して暮らしの現況を把握する指標を設定し、「地域満足度」といった生活実感のできるような目安を設定し、評価検証していくことが必要です。



▲身近な生活の質からみた検証指標設定のプロセス（例）

▼暮らしやすさの成果指標（例）

視 点	検証項目	地域満足度に関する指標（例）
①居住地の基本要件	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地や街区のもつイメージ、雰囲気 購入や賃貸の経済的負担 	住宅景観、まちなみ、騒音振動、街区の緑量、地価・家賃など
②暮らし・地域の安全性	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所 非常時の不安 犯罪の危険性 	避難地避難路、生活道路、危険な交差点、暗い場所 など
③生活サービスの利便性	<ul style="list-style-type: none"> 買物の利便性のよさ 医療福祉、教育など日常サービスの利便性のよさ まちなみにぎわい 	商店、病院・福祉施設、教育施設・幼保施設、そのアクセス、商店街歩行者量
④アクセスや移動手段の容易性	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通の利便性のよさ 安全・安心な歩行者環境 	鉄道・バス便数、乗り継ぎのよさ、歩道の有無、バリアフリー化 など
⑤居心地・アメニティ性	<ul style="list-style-type: none"> 娯楽性のある場所 寛ぎ、休憩、リフレッシュできる空間 行きつけの場所 	身近な公園、親水性のある空間、文化・スポーツ施設、コミュニティスペース など

